

## 新宿区情報公開・個人情報保護審議会への諮問事項及び審議会の役割等について

| 項目   | 現行の新宿区個人情報保護条例等の規定・運用   | 法改正後   | 方針等   |
|--|---|--|---|
| 1<br>①本人外収集<br>②目的外利用<br>③外部提供<br>④電算処理<br>⑤外部結合<br>⑥業務委託等<br>⑦派遣労働者<br>⑧指定管理者<br>⑨防犯カメラ<br>⑩児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度協定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>目的外利用、電算処理、外部結合等について諮問</li> <li>※システムに係る案件は、情報セキュリティアドバイザーによる意見・助言をもとに、審議会へ諮問している。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、<u>典型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めてはならず、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反する。</u></li> <li>地方公共団体が調査等を受けることを事実上の要件としたり、<u>審議会の意見を尊重することを義務として定めるような規定を設けることはできない。</u></li> </ul> | <p>左記のとおり、法令に基づき諮問はしない。</p> <p style="text-align: center;"></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事案の個人情報の適切な管理の確保、サイバーセキュリティの確保等のチェック機能については、資料17-7のとおり。</li> <li>個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、速やかに専門性を有する個人情報保護委員会に対し、<u>必要な情報の提供又は技術的な助言を求める。</u></li> </ul> |
| 2<br>制度の重要事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>その他、「個人情報保護制度の実施に関する重要事項」、「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項」について、審議会からの求め、または区からの任意の情報提供により諮問（新宿区情報公開・個人情報保護審議会条例）</li> <li>※具体例               <ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開条例又は個人情報保護条例の重要な改正</li> <li>安全管理措置の重要な変更</li> <li>制度運用状況</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の適正な取扱いを確保するため<u>専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。</u></li> <li>「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」とは、個人情報保護制度やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。</li> </ul>                  | <p>左記のとおり、法令に基づき専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに、諮問する。</p>  |